

包括外部監査の結果に対する措置状況

産業振興施策に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
補助要件である補助対象事業者の業種区分の妥当性	指摘	<p>起業等スタートアップ支援事業における情報通信産業型の補助金は、補助対象となる事業者の業種を情報サービス業、インターネット付随サービス業等と定めているにもかかわらず、令和3年度においてオーダーメイド家具の製造販売を行う事業者に補助金を交付している。</p> <p>これは、同事業者が今後Instagramによる広告活動及びインターネットを通じた受注販売を行っていくという計画を提出したことを受けて、県及び公益財団法人かがわ産業支援財団で当該事業者をインターネット付随サービス業と判断したことによるものであるが、日本標準産業分類におけるインターネット付随サービス業とは、「ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業」のことを指しており、当該事業者のように生産・販売する財貨がオーダーメイド家具である事業者はインターネット付随サービス業には該当しないと考えられる。</p> <p>制度趣旨に適った有効かつ効果的な補助金制度の運用、補助金交付要綱を遵守した事務取扱を行うためには、補助金交付要綱を厳格に適用し、対象となる事業者の業種も資格要件及び事業内容等の審査において十分に確認する必要がある。</p>	<p>当該補助金は令和3年度をもって終了したものであるが、今後同様の事業を実施する際は、対象者の要件設定及び対象者の選定をより慎重に行う。</p>
補助金交付要綱の改正時の修正誤り	指摘	<p>起業等スタートアップ支援事業（地域課題解決型）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条では、県が公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）に補助金を交付する際には、財団の方で要綱第6条から第18条までの規定に準じた交付要領を定める必要がある旨、規定されている。この点、正しくは財団の方では要綱第6条から第19条までの規定に準じた交付要領を定める必要があり、この点要綱の記載が誤っている。</p> <p>具体的には、要綱第19条は財産の管理に関する定めであり、処分を制限された取得財産を処分する際の取扱いについて定めた規定である。これらが財団の交付要領に含められることで始めて創業者等の直接補助事業者に対しても財産処分の制限等が有効となるものであり、この点要綱の改正により正しく修正する必要がある。</p> <p>なお、これは令和3年度中に要綱の改正があり、その際第17条を新たに追加したことでその後の条文がスライドしたにもかかわらず、第21条で規定する条項の範囲を修正することを失念したことによるものであると説明を受けている。また、財団の交付要領には要綱第19条に準じた規定が既に定められており、現状でも運用上の問題は生じていない。</p>	<p>令和5年4月に、要綱第21条において、財団の方で第6条から第19条までの規定に準じた交付要領を定めるよう要綱改正した。</p>
医薬用外劇物の保管について	指摘	<p>香川県産業技術センター食品研究所の視察を行った際に、プラント棟において紙袋に入った苛性ソーダ（水酸化ナトリウム（劇物））がビニール袋に包まれて床に放置されていた。ビニール袋、紙袋ともに古く汚れていたこともあり、この床に置かれた袋が苛性ソーダであるという認識のある職員がおらず、何に使用していたかも把握できていない状況であった。</p> <p>毒物・劇物については、流用や事故等によって重大な問題が生じることがないように、「産業技術センター薬品管理規程」の規定に従い、薬品管理簿に記入するとともに鍵付きの専用の保管設備で保管・施錠する必要がある。</p> <p>なお、香川県産業技術センターでは、今回の事案を受け、施設全体の試薬の管理状況について再調査・確認を実施し、他に不適切な事案がないことを確認したと説明を受けている。</p>	<p>今回の事案を受け、施設全体の試薬の管理状況について再調査・確認を実施し、他に不適切な事案がないことを確認した。</p> <p>また、試薬の適切な管理について、職員に周知するとともに、定期的な現品調査（6月、12月）において保管場所と在庫量の確認を徹底することとした。</p>

項目	区分	内容	講じた措置等
実績報告事項の追加	指摘	<p>希少糖研究開発加速化支援事業費補助金については、国、県、外郭団体等の公的団体から別の補助金・助成金を受けて行う研究は本事業の補助対象から除かれる旨が要綱に記載されているにもかかわらず、これら（他の補助・助成を受けていないこと）を県が確認したことが文書として残されていない。要綱に準拠して補助金を交付していることを事後的にも明らかにするためには、他の公的団体から別途補助金・助成金等を受けていないことを確認するとともにその結果を文書で明確に記載しておくことが望ましい。</p> <p>具体的には、交付決定時や支出確定時の決裁伺い書等において確認結果を明記することや、補助対象事業者が提出する実績報告書においてその旨（「補助事業にあたっては、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けていない」旨）を明記してもらうことが考えられる。また、大学が作成する財務諸表の中に「補助金等の明細」があり、これを元に他の補助金が充当されていないかを定期的に確認し、その結果を文書化することも1つの方法と考えられる。</p> <p>なお、当該確認は、研究テーマごとに行うことが望ましい。</p>	<p>実績報告書において、研究テーマごとに、当該補助金以外の国、県、外郭団体等の公的団体から別の補助金・助成金を受けていない旨を明記してもらった。また、大学側に提出してもらった書類により、補助事業において当該補助金以外の財源が充てられていないかを確認し、文書として保管した。</p>
外郭団体の財務諸表に係る適切な開示の必要性	指摘	<p>一般財団法人かがわ県産品振興機構（県の外郭団体）は、財務諸表の中の関連当事者取引の注記として、県に対する債権債務等の期末残高があればこれを記載する必要がある。令和3年度においては県に対する未払金残高が20,631,872円あったにもかかわらずこの記載が漏れていた。適切に開示する必要がある。</p> <p>また、県は財務諸表に不備があれば指摘することが望まれる。</p>	<p>一般財団法人かがわ県産品振興機構の令和3年度の財務諸表の注記について、県に対する未払金残高を記載するよう指導し、修正を確認した。今後は立入検査等を通じ、会計基準に沿って財務諸表が正しく作成されるよう指導を徹底する。</p>
委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示	指摘	<p>業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に各事務局運営業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面（以下「承諾願」という。）を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載する必要がある。</p>	<p>業務委託契約をした発注先が業務の一部を第三者に再委託をする際は、契約書に記載の「その他甲が必要とする事項」として再委託金額（見積額）を記載し、再委託の承諾を得るよう雛形を提示し、求めた。</p>
審査・承諾を経ない再委託について	指摘	<p>香川県営業継続応援金（第2次）事務局運営業務委託契約では、受託事業者が業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託に係る必要事項を記載した書面を県へ提出し承認を受けなければならない旨定められているが、株式会社JTB高松支店が再委託した一部の業務について当該書面が提出されておらず、結果として県による適切な承認がないまま再委託が行われている事例があった。</p> <p>業務の適切な履行を確保する観点からは、事業者による再委託に関する必要書類の提出が漏れなく行われているかを県は網羅的に確認し、再委託業務について適切な承認を行う必要がある。</p>	<p>受託事業者から提出された企画提案書及び見積書に基づき、再委託の承諾手続きが必要な内容を、県及び受託事業者双方で確認するよう運用を改めた。</p>